小牧市地域公共交通会議設置要綱

（平成２８年３月７日
２７小都第９１２号）

（設置）

第１条　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議し、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第５条第１項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な事項を協議するため、小牧市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（事務所）

第２条　交通会議の事務所は、小牧市堀の内三丁目１番地に置く。

（所掌事項）

第３条　交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市内における適切な旅客運送の態様に関する事項

(2) 地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項

(3) 地域公共交通計画の実施に関する事項

(4) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項

(5) その他交通会議が必要と認める事項

（委員）

第４条　交通会議の委員は、市長（市長が職員のうちから指名する場合にあっては、当該指名する者）及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者とする。

(1) 鉄道事業者の代表

(2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表

(3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表

(4) 住民又は利用者の代表

(5) 学識経験者

(6) 国土交通省中部運輸局長又はその指名する者

(7) 愛知県都市・交通局交通対策課長又はその指名する者

(8) 愛知県尾張建設事務所維持管理課長又はその指名する者
(9) 愛知県小牧警察署交通課長又はその指名する者
(10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
2　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3　委員は、再任されることができる。
4　委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
（会長及び副会長）
第5条　交通会議に会長及び副会長を置く。
2　会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
3　会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第6条　交通会議の会議は、会長が招集し、会長又はその指名する者が議長となる。
2　交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
3　委員が権限を委任した代理者の出席がある場合は、当該者の出席をもって委員が出席したものとみなす。
4　交通会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
5　会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が認めたときは、非公開とすることができる。
6　会長は、必要があると認める場合は、議事に関係のある者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（書面による決議）
第7条　会長は、軽微な事項、緊急を要する事項その他会長が必要と認めた事項については、書面による決議を行うことができる。

２　前条第４項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同項中「出席委員」とあるのは「委員からの書面」と読み替えるものとする。
３　書面による決議を行ったときは、会長は、その結果を次回の会議において報告するものとする。

（協議結果の取扱い）

第８条　交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（専門部会）

第９条　会長は、必要に応じ交通会議に専門部会を設置することができる。
２　専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第１０条　交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。
２　事務局は、小牧市都市政策部都市整備課に置く。
３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第１１条　交通会議の運営に要する経費は、市からの負担金、国からの補助金その他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第１２条　交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（小牧市地域公共交通会議設置要綱の廃止）

２　小牧市地域公共交通会議設置要綱（平成１９年１月９日施行）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年１１月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年３月４日から施行する。